

言語権の系譜

—ナショナリズムの東欧・ロシアへの波及の中で—

渋谷 謙次郎

はじめに——本稿の問題意識

第1節 近代ヨーロッパにおけるナショナリズムと言語統一

第2節 立憲主義国民国家と言語権概念の発生

第3節 民族的・言語的支配の思想的背景

第4節 「歴史なき民族」の権利

第5節 多民族ソ連邦の言語権

第6節 ポストソビエト時代の言語権と「人権」

第7節 国際人権と言語権—「人権」と「集团的権利」の架橋？

小 括

はじめに——本稿の問題意識

本稿では、民族問題のひとつの現象形態でもある言語問題において引き合いにだされる言語権という問題を論じることを目的とする。言語権という問題構成自体、従来、独立の権利論として検討されることは少なかった（少数派言語の歴史や国語政策の問題といった学問的業績は近年になって、いちだんと興隆をみせているが法学的視点から言語問題を扱う例は、宗教問題などに比べると意外なほど少ない）⁽¹⁾。比較的未開拓の領域だから論じるに値するというのみ

- (1) 筆者はかつて、『『国民国家』の位相と『言語の権利』』（早稲田大学法研論集第72・73・74号、1994—95年）および「旧ソ連・ロシアにおける言語権」（比較法研究第59号1997年）において言語権の歴史についての考察を試みたが、十分な考察をなし得ていないと自覚しているので、今一度、基礎理論に立ち返って様々な視点から言語権をめぐる諸問題について新たに論じ直してみるしだいである。

法学的視点から言語問題をメインテーマに据えたものとしては以下のような若干の業績がある；鈴木敏和『カナダにおける言語問題序説』（立正法学第10巻1～4号、1977年）、『カナダ公用語法の諸問題』（同第11巻3・4号、1978

ならず、後に論じるように言語権は、狭義の自由権や社会権といった枠組にとどまらないような性格を有し、権利の帰属主体を個人としてとらえるかそれとも民族集団としてとらえるかといった観点の違いによって実践のされ方が異なってくる。このように言語権は、権利論として大変興味深いと言え、ポスト冷戦時代の人権概念の再解釈の行方のひとつのあり方を照らしだすものであり、「アイデンティティー」という現代の問題構成と多かれ少なかれ関連するものでもある。

ただし言語権は「環境権」のように現代の「新しい権利」の部類に入るというのでは必ずしもなく、19世紀以来、言語権の要求が散見され、一部の国では実定化されていた。にもかかわらず権利のカatalogとして主流の位置を占めてこなかったのは、一般的に言って、主に少数派民族集団によって主張される言語権という発想が、往々にして言語統一や「国語」教育を伴う官製ナショナリズムの支えを必要とする近現代国民国家の存立と一定の緊張関係を有するものであり、国民国家を基盤とする立憲主義における権利保障の言わばブラインドスポットに位置するからでもある。国内の少数派言語集団は、しばしば国民国家間の戦争による帰属変更を幾度も経験したが、その都度帰属先の国家の同化主義的言語政策に翻弄されてきた歴史が、そのことを物語っているのではないだろうか。

まず手始めに、時と場合によってなぜ個別の言語というものがそれを用いる当該集団によって権利の対象として切実に意識されるのか、簡単な比喻を用い

年),『カナダ新憲法と二言語教育権』(同第19巻3・4号,1986年),『カナダ多文化主義法と言語権』(立正大学経済学季報第40巻1号,1990年),鈴木敏和は近年,アイルランドにおけるアイルランド語,日本における朝鮮語,ニュージーランドにおけるマオリ語の権利問題をも扱っている。ソビエト政治史を専門とする塩川伸明は言語政策史という視点からソ連のペレストロイカ期における連邦構成共和国の言語法の内容についてかなり網羅的な説明をしていて,筆者の興味と大いに重なるところがある(参照,『ソ連言語政策史の若干の問題』「スラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告No42,北大スラブ研究センター)。

国際人権法の視点から言語権について論じたモノグラフとして, Fernand de Varennnes, *Language, Minorities and Human Rights*, Nijhoff, 1996 がある。19世紀国民国家やハプスブルク帝国の言語権からソビエト連邦初期の言語権の問題の歴史を論じた初期ソビエトの法学者のユニークな著作として, B. H. Дурденевский, *Равноправие языков в советском строе*, Москва 1927, がある。その他, 各国の言語政策や多言語問題に関する著作や論文については必要に応じて後続の注において触れる。

で説明しておくに越したことはないであろう。多数派言語住民にとって、その言語はいわば「空気」のようなものであり、それを権利の対象としてことさら意識することはない。しかし支配的言語によっておされがちな少数派言語を用いる住民は、多数派言語住民が感じない「息苦しさ」を感じることがある。そこから固有の言語を社会生活において用いることが権利として意識されるようになるのである。この場合、「言論の自由」や「教育を受ける権利」という権利は、「社会生活において母語を用いる権利」「母語で教育を受ける権利」といった形態を媒介することによって内実をもつことになる。

ただしその程度の枠組みにとどまるのであれば、一見、そもそも言語権なるものに多言を費やす必要もないように思える。しかし歴史的に不利な立場にあった少数派言語住民による母語の積極的維持や流通の促進といった要請は、集団的権利としての性格を帯びてくるような側面を有していて、言語権の実践のプロセス自体が、それに利害関係を有する諸言語住民間の「言語戦争」の観を呈することがある。それゆえ言語権の実践がアンタゴニスティックな論争や他の権利との衝突を呼び起こすことすらある。

このように言語権の諸問題は大きな広がりをもつが、紙幅の都合上、本稿では歴史的な観点から、「言語権」という概念が、人権や市民の権利に元来含まれていたわけではなく、むしろ西欧で発生したナショナリズムが様々な偏差を伴いつつ東欧やロシアに波及していく過程で、アクチュアリティーを有していったという経緯を主たる考察対象とし、なおかつ言語権がポスト冷戦時代の民族紛争に媒介されて国際人権法の中の民族的少数者の権利として積極的に位置付けられつつある状況を指摘するにとどめる。集団的権利論との関わりにおける言語権の理論的諸問題の詳細な検討や法哲学的議論については、別の機会に譲ることにする。

第1節 近代ヨーロッパにおけるナショナリズムと言語統一

西欧における近代ナショナリズムの発生を規定する制度的要因は、「主権国家」システムが登場したことと、普遍的な文章語としてのラテン語の権威の衰退に代わって、地域の民衆によって話されている個々の「俗語」が公の文章語としての地位を占め始めていったことである⁽²⁾。「主権国家」という形式は、

(2) ラテン語の衰退と「俗語」の「国語(国家語)」化については、田中克彦『言語からみた民族と国家』(岩波同時代ライブラリー、1991年)の序章を参照。

当初、君主という人格によって表象されていたのだが、後に、願わくは特定の言語によって結びつけられた「国民」に媒介されることによって、まさに「単一不可分な国民国家」として自己の正統性を築かんとした。もとより西欧近代においては、かつての宗教戦争の経験もあいまって、個人の信仰の自由という概念が近代的自由の根本的位置を占め、そのために「世俗的」国民国家は個々の宗派に対して中立的・傍観者のポジションを要求された。しかし、いかなる(国民)国家も領土内に存在する複数の言語に対して中立的ポジションをとることは困難であり、それどころか言語的多元性を克服する目的で、あらゆる住民に「国語」の植え付けを実践することの方がむしろありふれていた。

ちなみに近代日本における「言文一致体」の形成が、いわば同一のネーションとしての民衆の意識形成に寄与していたように、西欧においても、近世以降徐々に死文化していったラテン語と違い、地域の民衆によって話されている俗語の「国語」としての規範化と流通は、イデオロギー上、民衆のナショナルな共通意識を形成させた⁽³⁾。すなわち「文」が、あたかも民衆の生きた「言」の血肉化として表象されることによって、「国語」は、一定の領域にわたる民衆を、階層の違いを捨象して共同の紐帯で結ばれた「民族」あるいは「国民」として存立させることになったのである。ベネディクト＝アンダーソンはネーションを「想像の共同体」*imagined community*と呼んだが、つまりそれは、出版資本の発達によって同一の文章語の下で暮らす民衆が赤の他人同士であっても、郷土愛などと異なっており、はるかに拡張された想像力である同じネーションとしての一体感——国民的想像力——を抱き続けるプロセスである⁽⁴⁾。19世紀

(3) 柄谷行人は次のように言っている。「…したがって、私は「内面」の発見から「言文一致」運動をみるのではなく、その逆に、「言文一致」という制度の確立に「内面の発見」をみようとしてきた。そうでなければ、われわれは「内面」とその「表現」という、いまや自明且つ自然にみえる形而上学をますます強化するだけであり、そのこと自体の歴史性をみることはできない。たとえば『浮雲』や『舞姫』における「内的格闘」を云々するとき、ひとはそれらの文字表現を等閑に付している。まるで「内面」がエクリチュールの問題と切りはなされて存在するかのように。重要なのは、「内面」がそれ自体として存在するかどうかのような幻想こそ「言文一致」によって確立したということである。」(『日本近代文学の起源』講談社文芸文庫、1988年、76頁)。「言文一致」という物質的な制度によって成立する近代的自我の「内面」のひとつのイデオロギーの効果として「ナショナリズム」があることは、言うまでもない。

(4) See ; Benedict Anderson, *Imagined Community : Reflection on the Origin and Spread of Nationalism* (Verso, 1983) / 参照 ; ベネディクト・アンダー

に諸国語で書かれた多くの小説、詩は「国民文学」とも称され、自民族語を専門に操る作家や詩人はネーションの象徴でもあり、国民国家の文化イデオロギーの再生産者であった⁽⁵⁾。他方、国家の庇護の下にある言語の規範性に融和できないようなパロール（「言」）は「方言」「卑俗語」として私的領域に追放され蔑まれた。

むろん見方を変えればナショナリズムは、言語の一体性や同一民族意識といった側面ではなく、むしろ「シティズンシップ」の共有にこそ求められるという説明も可能であり、その方がどちらかと言えば啓蒙主義的である。しかしここで重要なことは、フランス大革命にみられたように、近代立憲主義的共和主義の理念を波及させるためには、それを媒介する支配的言語の極端な統一化が国家権力の切実な課題であったということである（つまり市民の自由・平等というのは、決して国内のすべての言語の自由と平等ではあり得なかったということである）。バレールは、1794年当時、公安委員会の演説でフランス語を「ヨーロッパでもっとも美しい言語」「人間と市民の諸権利を最初にはっきりと認めた言語」「自由にかんするもっとも崇高な思想と政治にかんするもっとも偉大な考察を世界に伝達する債務を負った言語」「共和国の法の言葉」「公共の思想の道具」「革命のもっともたしかな代理人」と象徴化していた⁽⁶⁾。ここでバレールは、むろん、フランス語を宮廷の公用語の座から引きずり下ろして、今や共和国全土にわたる「人民主権」の言語にしようとしているのである。だからこそバレールは共和国の周縁部の住民が話すブルトン語やバスク語、ドイツ語やイタリア語に関して黙視しているわけにいかず、それらの言語が「狂信と迷信の支配を永続化させ、僧侶や貴族や実務化たちの支配を守り、革命が重要な九つの県に浸透するのを妨げたきたし、今なおフランスの敵どもを助けることがありうる」としている⁽⁷⁾。共和国の公務員が地方の言語を話す農民に共和国の諸法について話すと、農民達は法と宗教を混同し、公務員が改宗を強要していると農民が叫ぶありさまにバレールは苦言を呈している。そうした住民の「無知」「蒙昧」を矯正するため、各自治体にフランス語の教師を派遣し、公立学校の生徒や地域の住民にフランス語と人権宣言を教えるべく法令の布告

ソン『想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳、リプロボート、1987年。

(5) 参照：桂秀美『日本近代文学の〈誕生〉——言文一致運動とナショナリズム』太田出版、1995年。

(6) 河野健二編『資料フランス革命』岩波書店、1989年、490頁。

を要求する、というのがバレールの演説の結論である⁽⁸⁾。

このように人民に対する支配的言語の強制は、特定の宗教の強制と違って、近代の産物であると言ってよいが、近代立憲主義の確立の典拠ともされるフランス革命では、言語的中央集権化の志向の中で、そもそも「言語権」といった発想が現れないことがわかる。仮に「言語の自由」という問題構成の余地があるとすれば、いささか逆説めいて聞こえるが、とりもなおさず非フランス語住民がフランス語を身につける「自由」のことだと言ってよい。後の初等教育現場で生徒がフランス語以外の「方言」を話すと罰則札を首にぶら下げるという懲戒は、「人権宣言」と矛盾しなかったのである⁽⁹⁾。

憲法学者の樋口陽一による「ルソー＝ジャコバン型国家像」のモデル設定、すなわち「中間団体を否定して個人対集権的国家の二極構造を打ち出し、一方で近代国民国家、他方で人権の主体としての個人を析出した」という意義の解明は周知の通りであるが⁽¹⁰⁾、ここで言う個人と国家との二極構造を媒介するのが主権の源泉である「ナション（国民）」という主体である。この「ナション」においては、フランス語以外の周辺言語を話す中間的存在は、否定されなければならないかなかった。従って、諸言語の自由や諸言語の平等という問題は、自己矛盾であり、自由な人民のもとでは、言語はあらゆる者にとって単一でなければならないというのが言語的ジャコバン主義の真髄であった。

またフランスと違って、国民国家の統一が長らく進まなかったドイツの言語状況を物語る格好の素材はフィヒテの有名な『ドイツ国民に告ぐ』Reden an die deutsche Nation という演説である。ナポレオン軍占領下にあつて、(かつてジャコバン主義者であった)フィヒテのテキストには今や反仏的精神に貫かれた抵抗のナショナリズムが充満していて、ラテン語起源のNationとドイツ語特有のVolkという言葉を互換的に用いるアンビギュアスな側面があるが、神聖ローマ帝国亡き後、フィヒテは(外国語が混濁しない)ドイツ語の共有から説き明かされた等質な民族＝国民を仮想していた。

(7) (8) 同上

(9) 「方言」に対する抑圧については、原聖「ブルトン語の抑圧と擁護」(『思想』岩波書店、1982年7月号)、同「ことば・教会・学校——フランス近代と少数言語」(『シリーズ世界史への問い五：規範と統合』岩波書店、1990年)を参照。

(10) 樋口陽一『自由と国家』岩波新書、第5章を参照

「まず最初に、そしてとりわけ重要なこととして申し上げますが、国家と国家を分かち最初の始源的な、そして本当の意味での自然な国境とは、疑いもなくその内的な国境です。同じ言語を話す者たちは、あらゆる人為に先だって、その自然的な本性そのものによってすでに、無数の見えない絆によって互いに結びつけられています。彼らは互いに理解しあい、互いの考えをますます明晰に了解しあうことができます。彼らは集まって一団をなし、自然な統一体を形づくり、不可分の全体をなしているのです。このような全体が、系統と言語を異にする民族を自分自身のうちに受け入れ、自らと混合させようとすれば、少なくとも当座は紛糾をきたし、自らの教養の釣り合いのとれた進展をいちじるしく妨げられざるをえません。」⁽¹¹⁾

フィヒテの言う「内的な国境」は、不名誉ながら領土が蹂躪されていても言語の同一性を媒介にして民族が「絆」によって存在してきたし、政治的独立を達成する使命があるという発想に連関する⁽¹²⁾。そしてフィヒテが *Urvolk* = 原民族と呼んだ概念は、論理的には国家に先行する、いわば「前国家的民族」である。言うまでもなく、この「前国家的民族」は、フランス革命におけるような立憲主義的統治機構によって媒介された国民＝ナシオンとは違う。仮説上、社会契約によって樹立された政府に服する「国民」ではなく、そもそも言語を同じくする者同士が、自然的な絆によって国家を形成する使命があるという論理がそこでは支配的である。領邦の割拠を克服して統一国家を目指す後のドイツ国民主義は、それが近代国家として樹立される以上、何らかの立憲主義統治機構を土台とするが、その立憲主義的空間を満たす住民は、方言の差異が激しにせよ同じドイツ語を話す住民であるべきだった。

こうしたナショナリズムの時代的・地域的位相は、今日にいたるまで、「ネーション」という言葉が一方では同一の法と権利の共有から説き明かされる政治共同体＝国家として把握されたり——国家がネーションを創る——他方では国家に論理的に先行する民族＝言語的共同体として把握されたりする——ネー

(11) 『ドイツ国民に告ぐ』の邦訳は複数存在するが、ここでは『国民とは何か』（河出書房新社、1997年）所収の新訳149頁を引用した。

(12) フィヒテの「内的国境」論に関しては、Etienne Balibar, 'Fichte and Internal Border', *Masses, Classes, Ideas* (Routledge, 1994) / 邦訳、エティエンヌ・バリバル「フィヒテと内的国境」（大西雅一郎訳、前掲『国民とは何か』所収）を参照。

ションが国家を創る——ゆえんである（それゆえ「ネーション」の語義をめぐる混乱はある程度避けられないものであり、本稿でもネーションを日本語の「民族」と「国民」の双方の含意で互換的に用いる）。

以上のように、我々はナショナリズムと言語が結託する二つの歴史的類型を見出すことができる。ただしネーションを——そこに付着するエスニックな染みをあたかも漂白剤で慎重に抜き取った上で——立憲主義的な政治共同体に還元することも、また有機的な言語的・文化的共同体という内容に還元することも、論理的には可能であるが、実際のところ両者は相互連結的である。今日、リベラルなスタンスで、言語や民族の同一性ではなくシティズンシップの共有から説き明かされた政治共同体としてのネーションの意義を再確認することは、「偏狭な民族主義」を批判する文脈でそれなりに根拠のあることだが、特定の人種や宗派に関わりのない公共的な政治空間としてのネーションという形式は、常に・すでに特定のエトノスによってヘゲモナイズされているのであり、その背後で歴史的に存在してきた民族的・言語的支配関係が等閑に付されるという構造にも注意を向ける必要がある⁽¹³⁾。

第2節 立憲主義国民国家と言語権概念の発生

ところで、近代国民国家において最高法となった憲法においては、国民の民族的背景や特殊性については、通常、あえて明らかにされない。むしろ、だからといって本章の冒頭で述べたように国家は民族的事項に関して傍観者的であるということを意味しない。議会や行政機関、裁判所（さらには学校や軍隊）において何語を用いるかという問題は、常に・すでに国家が民族的事項に関して介入していることを意味する。そのことを端的に示す例は、憲法における国

-
- (13) 例えばアメリカ合州国のようなマルチエスニックな大国民国家においても、いわゆる WASP といったメインストリームの主体性が現在でも強力であり、また言語に関していえば、合州国憲法の起草者達は憲法に特定の公用語をあえて書き込まなかったが、近年、公共機関における英語以外の言語サービスや英語が話せない児童の二言語教育は予算上のお荷物として主流派から敵視され「イングリッシュ・オンリー」といった運動が発生した。「イングリッシュ・オンリー」の急先鋒は、表面上「英語を身につければ誰でも合州国市民として平等な機会が与えられる」という「中立的」な言動を駆使するが、その実、「わけのわからない言葉」を話すヒスパニック系や中国系の新移民の増加に対する人種主義的反感によって支えられている。

語や公用語規定であり、言語の運用が、すぐれて公法的問題であることがわかる。ただし憲法において国語や公用語の規定がない場合もあり、例えば「日本国では日本語を公用語・国語とする」という憲法規定は存在しない。この場合、あまりにも自明すぎて——根本的に考えればそれほど自明ではないのだが——その国の統治機構や人権保障の仕組みに関心が向くことはあっても、その国における言語の運用に憲法学的関心が向くことは、通常、ありそうもない。ただし一般的に言って、国家による特定の言語の選定は、住民の社会生活における言語使用に多大な影響を及ぼすことになるので、よくよく考えてみればそのことは場合によって、国語・公用語と異なった言語を母語とする住民の権利問題に結びついてくるといえることが、おぼろげながらわかってくる。例えばある日、フランス議会在「共和国の言語はドイツ語である」という憲法条項を採択したら翌日からフランス国民の大多数は困ってしまうであろうが、とりあえずそうしたことは当然ありそうもないので、ここでは立憲主義と言語問題に関する実際の歴史的な事例に目を向けてみよう。

1830年に独立革命を成し遂げたベルギーは、フランス革命の影響を受けた憲法を翌年制定したが、「ベルギー国民およびその権利」の章に属する第23条においては、フランス革命憲法では想像し得なかった規定が出現した。

「ベルギー国内で流通している言語の使用は任意である。公権力の活動および訴訟における言語は法律によって定められる。」⁽¹⁴⁾

かつてベルギー諸地方はオーストリア＝ハプスブルク家の支配下にあったが、フランス革命後、フランスはオーストリア、プロイセンに対抗して現ベルギー地方（低地地方）を占領し、旧制度を廃止していくとともにフランス語を唯一の公用語にしていった。ナポレオンの敗退後はオランダ王国の支配に入りオランダ語化やオランダ人による要職の独占が行なわれた。1830年のフランス七月革命の影響の混乱の渦中において、主にフランス語系ブルジョアジーの自由主義者がブリュッセルにおいて臨時政府を樹立し、オランダ軍を排除し、独立国家の憲法を制定し、国内の分立主義を拒否する方向で中央集権的国家を打ち建てた⁽¹⁵⁾。

ベルギー領内には北部にオランダ語系のフランデレン人、南部にフランス語

(14) ベルギー憲法邦訳については『世界憲法集』（有心社、1991年）によった

(15) 森田安一編『スイス・ベネルクス史』（山川出版社、1998年）第3部を参照。

系のワロン人、およびわずかであるが東部にドイツ語住民が居住し、人口はオランダ語系のフランデレン人が過半数を上回っていた。ベルギー国民の言語の任意使用権という、この規定は、個人の言語使用に関する選択権と読み替えることができる。とはいえ、いかなる領域で言語の自由な選択が保障されているのか、条文上、定かではない。それに当時、ベルギーの政治を担ったのは主として南部のフランス語系ブルジョアジーおよびフランス語を話す北部の一部の上層部であり圧倒的に優位な立場にあったのはフランス語であり、司法・立法・行政の公用語はフランス語であり、法律はフランス語のみで公布されていた。

ところが19世紀の後半に入り、しだいに北部でオランダ語による学校教育、また訴訟におけるオランダ語の使用、地域の公務員の住民に対するオランダ語による対応が徐々に要求され、実施されていった。そして北部はフランス語に加え、オランダ語との二言語主義が確立していくことになった⁽¹⁶⁾。19世紀末の選挙法改正が、何よりもオランダ語系議員を増加させ、言語問題が国政の場において闘われる前提を作り出したのである（国民国家における参政権の広がり、政治の場において、従来目立たなかったような民族言語問題を先鋭化させることがある）。

国家による二言語主義を前提とする言語の「自由選択権」（児童の教育言語については家長の選択権）は、憲法の第23条の字義により近付いていると言える。具体的に言えば、人口の上では北部のオランダ語系フランデレン人が過半数を上回っていても、言語的優劣関係では「少数派」にあたるフランデレン人が、まず自己の母語を社会生活において自由に使用する権利というものを要求し、そのことが法的に保障される（むろん、フランデレン人であっても社会的に優位なフランス語にインセンティブが働くというパターンも依然、多くみられた）。言語の使用選択を国家によって干渉されないとしたら、この「自由選択権」は、「国家からの自由」ということになるが、ところが言語を社会生活において使用する段階においては、それは「消極的自由」ではなくて、少数派の言語の公的運用を国家に要求する「請求権」的な性格をすでにもっている。そうなるこの場合の「言語権」は、自由選択だから「自由権」というのみならず、国家の何らかの作為を求めるという意味では、一種の「社会権」的性格

(16) ベルギーの言語問題の通史については、梶田孝道「言語紛争の政治化：ベルギーにおける分裂と統合」（『エスニシティと社会変動』有心堂高文社、1988年所収）が参考になる。

を有していることになる⁽¹⁷⁾。

言語が法的権利の対象となる場合の最低限の条件が、ここに看破されることになるであろう。すなわち言語権の実践は、信教の自由のように国家の不干涉、政教分離によって確保されるのではなくて、むしろ国家による少数派言語運用の付加的保障によって内実をもつ（支配的言語はすでに保障されているので、それを保障せよとは言わない）。もとより私的領域や交友関係における言語選択や個人的な創作上の言語選択の自由は、あえて「言語権」だと言うには及ばず、むしろ一般的自由の領域である。言語（母語）の違いによる社会生活上の不利益や不平等が政治問題化する場合、言語権という問題構造が発生し、国家の介入によってそれらが改善され得る。仮に自分のよく知らない言語で裁判が行なわれたら、そもそも裁判を受ける権利が保障されたとは言えない（例えば、訴訟言語であるフランス語を解さないまま、フランデレン出身の刑事被告人に死刑が宣告されたという事件が示すように⁽¹⁸⁾）。自己の母語で教育をする学校が欠如していたら、教育を受ける権利が保障されたとは言えない。言語権が規範的要素を獲得していったのは、特殊なパターンであるという印象もあるだろうが、そもそも単一言語国家というのは例外的事態か、さもなければ強権的に形成されるものなので、近代的権利のカatalogueとして言語権が市民権の一部を構成したこと自体は決して不思議ではない。

第 3 節 民族的・言語的支配の思想的背景

19世紀の半ばにあつて、立憲民主主義体制における複数言語の運用はベルギーの他にも連邦制を採用するスイスにおいても試みられていた⁽¹⁹⁾が、すでに

(17) ベルギー憲法と言語権については、拙稿「国民国家の位相と言語権利（一）」早稲田大学法研論集第72号、1995年を参照。

(18) 前掲（2）399-400頁。

(19) 1874年のスイス連邦憲法は、その第116条で、ドイツ語・フランス語・イタリア語が連邦の国語（国家語）であることを規定した。現行スイス憲法は独・仏・伊語の他に、文字通り少数言語であるレト＝ロマン語を「スイスの国語」とし、独・仏・伊語を「連邦の公用語」としている。「連邦の公用語」は連邦国家機関における活動言語であり、連邦憲法第107条では、連邦裁判所の裁判官は言語住民の比率を反映させて選出されると規定されている。また州（カントン）は「スイスの国語」の中から単数あるいは複数の言語を「州の公用語」として選択する権限を有している。スイス憲法の概説については、小林武『現

国民国家の支配的民族に取り込まれてしまった少数言語住民や、固有の言語による文化資本が十分に発達していなかったような势力的に小規模な民族集団になるとむしろ「啓蒙の見地」から「先進的」民族が「遅れた」少数民族を支配することが正当化されていた時代でもある。

当時こうした考えは自由主義思想や社会主義思想においても、比較的疑いのないものとされていた。

例えばジョン・スチュアート・ミルは次のように述べていた。

「ある民族が他の民族を融合したり、それがあり得ることを、経験が実証している。しかもその民族がもとは、人類の劣等後進部分であるならば、その吸収はその民族にとって利益になる。ブルターニュ人やフランス領ナヴァールのバスク人にとって、高度に文明化され開花した国民の思想と感情の潮流のなかにひき入れること——フランスの保護という利益、フランスの権力と威厳と地位に参加して、フランス市民のあらゆる特権と平等な条件で認められ、フランス国民の一員になること——が、(中略) 恩恵が多くないなどと誰が想定しようか。」⁽²⁰⁾

他方でミルはベルギーやスイスが多言語運用国家でありながら、それぞれ同一のネーションを形成していることを指摘することを忘れてはいないが、「同胞感情のない国民のあいだにあっては、ことにかれらが異なった言語を読み書きしているばあいには、代議制統治の運用に必要な、統一された世論が存在しえない」とし、多言語状況を一般的に国民国家が機能する際の障害とみなしている⁽²¹⁾。

代スイス憲法』(法律文化社、1989年)を参照。スイス連邦憲法では、「言語権」なる規範が明示されているわけではないが、客観的な公用語・国語規定によって言語権が反射的に保障されているとみなすべきであろう。スイスの言語権を扱った論文としては Jerome B. Paradis, 'Language right in multicultural states: A comparative study', *The Canadian Bar Review* (1970, No. 4) を参照。また少数言語のレト・ロマン語の権利の歴史を扱ったものとして、Bernard Cathomas, 'Rhaeto-Romansh in Switherland up to 1940', *Ethnic Groups and Language Rights* (Sergij Vilfan ed., Dartmouth, 1993) がある。

(20) J. S. ミル「代議制統治との関連における民族について」(『代議制統治論』岩波文庫) 381頁。

(21) 同上、376頁。

古き良き啓蒙主義的自由主義の「同化・吸収論」について、今日ならばそこに権力関係を読み取ることはたやすいが（「植民地主義的である」等々）、当時ではそうではなかった。このことは権利の主体性のとらえかたにも関連してくる。すなわち自然人の生まれながらの人権や自由・平等が近代において規範的に定立されつつも、「強者」（財産を所有しているブルジョア白人男性）が暗黙のうちに権利の担い手モデルとされ、「弱者」は支配と保護の恩恵に甘んじてしかるべきという、所与の「事実」を「規範」に遡及させる方法である⁽²²⁾。

支配的民族（国民）による少数民族の同化吸収論はドイツ観念論の系譜をひく哲学においても現れる。ヘーゲルは次のように言っていた。

「…理念のこのような必然的契機が自然的原理として帰せしめられているような民族には世界精神の自己展開的自己意識の進行過程において、この契機を十分に伸張せしめるべき、任務が託されている。このような民族は世界史において、この時代の続く間は支配者である。（中略）世界精神の現発展段階の担い手であるという、この彼に与えられた絶対的権利に対して、他の諸民族はこれに歯向かう権利はなく、その時代に過ぎ去った諸民族と同じく、もはや世界史のうちに算入されないものである。」⁽²³⁾

ヘーゲルがいかなる時代のいかなる諸民族を念頭に置いているのかは不明であるが、マルクス、そして特にエンゲルスはヘーゲルの歴史弁証法をハブスブルク帝国のナショナリズムの抗争に応用し、いわゆる「歴史なき民族」Geschichtlosen Völker 論を展開する。

「かつて固有の歴史をもったことがなく、最初の、もっとも粗野な文明段階に達したそのときからすでに外国の支配を受けている民族、あるいは外国のくびきによってはじめて最初の文明段階にひきずりこまれる民族、そういう民族は、生存能力をもっておらず、どんな独立にも決して到達することができないだろう。」⁽²⁴⁾

(22) 権利の主体性の背後に潜む権力関係の問題を扱ったものとして、笹沼弘志「人権批判の現代的可能性——『人間の権利』の系譜学」（『早稲田大学法学会誌』第43巻、1993年）を参照。

(23) ヘーゲル『法哲学』高峯一愚訳、論創社、279頁。

(24) 『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店、第6巻、1961年、271頁。

ここではヘーゲルの「もはや世界史のうちに算入されない」という論理を、見事にわかりやすく言い換えている。エンゲルスによると国民国家の形成が遅れた中・東欧地域においてはドイツ人、マジャール人、ポーランド人のみが歴史の発展を担う先進的・革命的民族であり「国民」Nationとなる使命を有しているが、チェコ人や南スラブ諸民族は反革命的であり、その言語は「百姓言葉」であり、彼らは民族の残片に過ぎず、西欧のスコットランド人やバスク人と同様、周辺の先進的民族に吸収されるのが歴史への寄与なのである⁽²⁵⁾。スラブ諸民族への敵視は、当時、反動の盟主とされたロシア帝国によるスラブ同盟構想への警戒心にも起因しているが、他方でロシアから亡命していたアナーキストのバクーニンによるスラブ諸民族の平等思想にも反対し、ナショナリズムと国民国家形成の主体をあくまでも「革命的民族」に限定していた（後のアイルランドの自決権の支持は、いわゆる「民族自決権」の発想によるものではなく、イギリス資本主義を弱体化させるという、特定の文脈における戦略的目標に起因している）。理論の次元で言えばマルクス・エンゲルスにとって、集権的な国民国家が歴史の進歩の一段階であり、「連邦制」というのは、むしろ国民国家統一が進まなかったドイツの諸領邦の割拠を類推させるような反動的なものとして、さもなければ中央集権国家にいたるまでの回り道と映ったのである。

マルクスやエンゲルスの「国家主義」的傾向においては、国民Nationと（消えゆく運命にある）民族Nationalitätを峻別することによって、歴史弁証法によって後者が前者に解消されることになる。他方でバクーニンにみられたような「反国家主義＝無政府主義」あるいは「分権主義＝連邦主義」は歴史なき民族の、歴史への参入を救い出していく傾向にある⁽²⁶⁾（マルクスやエンゲルスならばこうした傾向を「非弁証法的」と一蹴したであろうが、現在ではむしろ、個々の要素が全体性に決して統合されることのない側面に注目する意味で「否定弁証法」というべきか）。

また民族間の支配関係、あるいは支配的民族による言語統一の正当化の背景には、単に強大な民族による実力支配に対する容認があるのではなく、その

(25) 同上、167-168頁。

(26) 民族問題におけるマルクスとバクーニンの対立の歴史的・思想的意義については、早川弘道「東欧革命における民族自決権の肖像」（長谷川正安・渡辺洋三・藤田勇編『講座・革命と法・第2巻：フランス人権宣言と社会主義』日本評論社、1989年、第3章第1節）を参照。

民族性および言語の役割に関する象徴化（イデオロギー化）の作用が必ず介在している。すなわちバレールによるフランス語の礼賛から、フィヒテやミル、ヘーゲル、エンゲルスに至るまでの特定の民族性に関する言説——「根源的民族」、「高度に文明化され開花した国民」、「世界史的民族」、「革命的民族」——は、その対立項である「狂信や迷信に支配された者」、「人類の劣等後進部分」、「反革命的民族」、「百姓言葉」に対するヘゲモニー関係を打ち立てずにはいられない（このことは、啓蒙主義思想において、単に「強者が弱者を支配すべし」ということだけでは支配関係を正当化できず、「理性と徳を有する者」が「開化されず自律できない者」を教化すべきという支配者・被支配者間のイデオロギー的位置付けがなされることと似ていなくもない）。

この場合、支配的民族による言語統一のヘゲモニーは、実地においてはしばしば少数民族や少数言語話者であることのスティグマ化——マイナスのアイデンティティーの内面化や自己憎悪——となってあらわれる（ありふれた例で言えば地方出身者が自己の言葉を恥じたり隠したりするというように）。つまり、少数者は支配的言語やメインストリームの民族性（国民性）に同化することによって自己のアイデンティティーが十全になるというヘゲモニーのトリックである。そして後世、少数者は多数者に「自発的」に同化したのであって、「強制」されたのではないと説明される——逆説的に言えば、少数言語住民は「自発的」に同化するように権力によって「強制」される⁽²⁷⁾。

第 4 節 「歴史なき民族」の権利

支配的民族による被支配的民族に対する同化の圧力は単に強権的になされるのではなく、少数派集団の後進性などに対する蔑み感情や自己嫌悪といったヘゲモニーが動員されるが、そのことによって被支配的民族集団の同化や統合が時間とともに平和裏に進むのであれば、そもそも民族問題や言語問題は政治問題化したりはしない。しかし、ミルやマルクス＝エンゲルスの期待に反して、すでに19世紀半ばから「歴史なき民族」の権利運動と同権運動が、まさに「歴

(27) 現代フランスにおける地域言語の復興を肯定的に評価し、「相違への権利」を提唱したアンリ・ジョルダン⁽²⁸⁾は、しかしながら、フランス革命以来の言語政策に関して、国民全体の合意に基づいたものであり、強制されたものではなかったと弁明している（H・ジョルダン編、原聖訳『虐げられた言語の復権——フランスにおける少数言語の教育運動』批評社、1987年、8頁）。

史」の舞台に登場し始めていたことが、被支配的民族の権利を語る際の重要な節目となるであろう⁽²⁸⁾。「諸民族の春」とも形容される「1848年革命」は、社会階級の視点から多様な権利概念（「労働権」など）が主張されたと同時に、民族問題の視点からも新たな権利概念の構築が試み始められていった転機である。例えば当時、ドイツ国民国家形成への期待を担ったフランクフルト国民議会に招待されたオーストリアのパラツキーは、招待を断る代わりに自己がチェコ民族であることをアピールし、ドイツ国民主義がハプスブルク帝国のスラブ諸民族にとって抑圧的に作用することを見抜き、ハプスブルク＝オーストリアが諸民族の同権を軽視していると批判していた。

「民族の権利はまことに自然の権利であります。地上のいかなる民族も、近隣の民族のための犠牲になれと要求する権利はなく、またいかなる民族も、近隣民族のために自分を否定したり、犠牲にする義務はありません。自然は、支配する民族も隷属する民族も知りません。」⁽²⁹⁾

この「民族の自然権」は、フランス人権宣言の理念とドイツ流のロマン主義的ナショナリズムとの混合物であると言ってよい。前述したフィヒテの *Ur-folk*＝原民族の概念は、フィヒテ自身が「ドイツ国民」に託した使命という文脈を越え出て、今や、被支配の状況の中で自己を「民族」として対自化した「歴史なき諸民族」の自治や自決の主体性にも拡張していった。

また同年、パラツキーの議長の下にプラハで開催されたスラブ諸民族会議（フランクフルト・ドイツ国民議会に対する、言わばカウンター・ヘゲモニー）における『ヨーロッパ諸民族への声明』には、自由・平等・人権の延長線上に「民族の自然権」の思想的内容が凝縮されていた。すなわち自由の名の下に民族的支配を行なう西欧諸民族や、ドイツ人によるスラブ諸民族軽視、マジャー人への至上主義が批判された上で、「公平」*Gerechtigkeit* の名の下に諸民族の連邦化が要求されているのである⁽³⁰⁾。これは、強いていえば西欧人権史の中でのブラインドスポットである「歴史なき諸民族の権利宣言」ではなかった

(28) この問題については、良知力『向う岸からの世界史——一つの四八年革命史論』（ちくま学芸文庫、1993年）が参考になる。

(29) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店、1977年、第2章所収の「パラツキー書簡の邦訳を参照。

(30) 同上、127頁

か。また、民族の「自然権」的発想は、勃興しつつあった民族主義者による「歴史的権利」の主張——現在は不遇な境地にあるが太古の昔には一大王国として栄えていたので、その領土を要求する権利がある、等々——という発想と無縁ではないが、近代の人権や自由・平等理念の承譜を介した民族の「自然権」的発想は、人権が「特権」を否定したように、特定の民族支配を否定する意義もある（すなわち、いにしへの歴史神話を参照することによって特定の民族の栄光を形作るのではなく、字義通り、「すべての民族は」と読み込まなければならないということ）。

しかし逆説的なことに、平等を求める「歴史なき諸民族」が、新たに個別のネーション・ステートを求めるのではなくて、オーストリアの君主を諸民族連邦の象徴として支持したため（仮に独立しても強国の餌食になるから）、急進的な（ドイツの）共和主義者や国民主義者からそれらの諸民族は「反動」扱いされたのであった。

その後、プロイセンとの戦争に敗退し、ハンガリーとの和協（アウスグライヒ）を経たハプスブルク＝オーストリアにおける立憲主義改革においては、「民族の権利」として言語権が規定された（1867年の基本法第19条）。

「国家のすべての民族 *Volksstämme* は平等であり、各民族は自己の民族性 *Nationalität* と言語を維持し、また発展させる不可侵の権利を有する。

国家は、学校・行政機関および公共生活において地域で使用されているすべての言語の同権を認める。

複数の民族が混住している地域では、公教育施設は、各民族が地域の第二言語の学習を強制されず、また母語による教育を受けるために必要な手段を得ることができるように、組織されなければならない。」⁽³¹⁾

言語権を柱とするこの民族の権利規定は、君主権力が衰退する局面における諸民族勢力や自由主義者との妥協の産物ではあるが、諸民族同権の規範として字義通り受けとめてみると、この規範は、単一のナショナリズムと立憲主義とが必ずしも幸せな結託をすることのできない歴史的、政治的状況下での象徴的な位置を占めていると言えるであろう。すなわち国民国家への移行や分解が困難な多民族帝国において、今や自由主義的立憲主義改革に直面すると、近代的

(31) Dietmar Baier, *Sprache und Recht im alten Österreich* (Oldenbourg1983), 19f.

統治機構の下で一般的自由や参政権を漸次拡大するのみならず、「民族」が権利の名宛人として登場してくるということである。

ハプスブルク＝オーストリア帝国の言語問題はボヘミアなどチェコ人とドイツ人が混住する地域において先鋭化した。その背景としてチェコ人の間で都市の中産階級が増加してきたという状況が挙げられる。資本主義の発達は、「歴史なき民族」の間でも民族意識をもった中産階級の形成や農村から都市への人口の流入をもたらす。その言語が農村の口語にとどまっているのではなく、言わば「都市」化することによって従来の支配的言語との間でヘゲモニー争いが生じる。ここから、地域レベルでの二言語同権主義という方法が一つの解決策として当然出される。しかし言語問題は単なる私的な自由の問題ではないので、例えば国家機関が二言語の同権を保障するためには公務員の言語取得要件ということが問われてくる。ドイツ語を知っているチェコ人が比較的多かったのに対してチェコ語を知っているドイツ人が少ないという非対称的な関係は、言語取得要件という問題一つとってみても、従来ヘゲモニーを握っていたドイツ系住民の既得権に関する危機意識をもたらし、言語問題がしばしば国政を紛糾させることになったのである⁽³²⁾。

ハプスブルク帝国やロシア帝国における民族言語問題を複雑にしている一つの要因は、都市と農村とでしばしば話されている言語が違うということである。帝国における支配的民族（ドイツ人やロシア人）は帝国各地に入植を繰り返すとともに、主要都市の住民を構成する。当初、農村の住民の大半は読み書きもできず、民族意識といったものも希薄であった。しかし資本主義の発達によって農村出身のブルジョアジーや知識人、労働者が都市に増加し、民族問題が政治問題化する。民族問題の登場は、近代の資本主義化と産業都市の発達とパラレルであるが、同時にそうした状況下における、勃興しつつあった被支配的民族のナショナリズムの思想の参照点は「農村」である。すなわち被支配的民族出身の人文系知識人達は、都市における支配的民族の文化と言語の中で育ってきたにせよ、自己の民族的意識と誇りを「農村」およびそこで話されている「民族語」のなかに発見し、支配的民族に対する抵抗のナショナリズムを醸成させることが多い（例えばパラツキーはドイツ語なまりのチェコ語でチェコ民族の誇りを訴えていた）。ロシア帝国においては都市と農村の言語的乖離が著しかったため、ソビエト政権による言語問題の解決は、民族問題一般の課題

(32) チェコ人とドイツ人との間の言語紛争については、前掲『ハプスブルク帝国史研究』第1部第3章を参照。

というのみならず「労農同盟」の見地からも重視された。

また民族・言語問題の改善は往々にして国家構造の改組という問題を伴うが、広域的な帝国を諸民族の居住分布に従って連邦制に改組するということが自治を要求する諸民族の懸案であった。しかし地域的な分割では必然的に新たに少数者問題が発生する。それゆえオーストリア社会民主党の論客であるカール・レンナーやオットー・バウアーは地域とは別次元で各民族を公法的主体として組織し、各民族連合が教育や言語に関して自治を行なうという構想をした。いわゆる「民族的＝文化自治」はハプスブルク帝国が崩壊したことによって実現はされなかったが、「歴史なき民族」が言語や教育問題にかんして実質的に自治を行使する有力なオルターナティブとしてハプスブルク帝国以外のロシア帝国の諸民族の運動にも多大な影響を与えた⁽³³⁾。『民族問題と社会民主主義』という長大な著作を書いたオットー・バウアーはいわゆる「オーストロ・マルクス主義者」の潮流として有名であるが、世紀の転換期にあって自由主義者よりも社会主義者が民族問題に積極的に介入・発言した理由は、社会主義者が階級闘争や労働者の国際的連帯を重視しつつも、西欧からみた場合の「半周辺」(ウォーラステイン)地域の東欧やロシアでは民族の問題が階級の問題よりも、資本主義の流入の、より激烈な症状となって現われたからに他ならない。ブルジョアジーが、労働者階級内部における民族的反目をむしろ好都合としてみたのに対して、東欧やロシアの社会主義運動が民族間の平等化を重視せざるを得なかったのは、多民族社会において階級的支配のみならず民族的支配に対して社会主義がカウンターヘゲモニーを担ったからである(ただしマルクス、エンゲルスやカウツキーは少数民族の問題を軽視した)。従って東欧からロシアにかけては、多民族帝国→言語的ナショナリズム→諸民族の平等、言語権の要求→優越的民族のブルジョアジーの支配の下での民族対立→社会主義の諸民族平等思想の影響力和いった問題系列を見いだすことができる。

西欧で発生した「ナショナリズム」という思想と理念の波及は東欧・ロシアの中継地点において民族自治や自決のせめぎあいという半ば解決不能な問題をもたらした。東欧・ロシアにおける「歴史なき民族」＝「国家なき民族」は、

(33) バウアー民族理論に関しては、同上、第2部第2章、および丸山敬一郎『マルクス主義と民族自決権』(信山社、1988年)、上条勇『民族と民族問題の社会思想史：オットー・バウアー民族理論の再評価』(出版社、1994年)を参照。「民族的＝文化自治」のロシアへの影響に関しては、См.: М. Н. Губогло (ред.), Национально-культурное автономии и объединения, том1-3, Москва 1995.

主に言語を柱として「対自的存在」となり、それゆえ東欧・ロシアは諸民族の「モザイク」「バルカン状態」として表象された。言うまでもなく、そのことは西欧と東欧・ロシアにおけるエスニックな地理的分布の客観的違いを言い表わしているのではなく、西欧の国民国家単位のナショナリズムを潜在的に支えている特定の文化や言語の参照が、東欧・ロシアでは直截的な形で示されているのである。

ここで1882年にパリでエルネスト・ルナンによって行なわれた講演と1913年のスターリンの著作とを対比することができる。

「国民（ナシオン）の本質とは、すべての個人が多くの事柄を共有し、また全員が多くのことを忘れていることです。…人間のなかには言語より上位のものがあります。…フランスにとっては名誉なことは、言語の統一を、決して強制的な措置によって追求しなかったことです。…国民を作るのは種族でも、土地でもありません。…国民とは魂であり、精神的原理です。…国民の存在は日々の人民投票なのです。」（ルナン）⁽³⁴⁾

「民族（ナーツィヤ）とは、言語、領土、経済的生活および文化の共通性において現われる心理的性格によって歴史的に形成された堅固な共同体である。」（スターリン）⁽³⁵⁾

ルナンは少数民族のブルトン（ブルターニュ）人の出身であるといわれているが⁽³⁶⁾、ルナンにとっては、今日で言う民族的少数者や言語的少数者は「種族」(race) や「民族誌学的」(ethnographique) な集団とされ、それらを「国民」と混同したり「プープル（訳文では民族と訳されている）」(peuple) と同様の主権を付与しようとするのを彼は戒めている。ルナンの国民への意志においては、国内の少数者問題は——自身がそうしたように——「精神」によって「忘却」しなければならないのである。そして、ルナンの格調高き観念論的な圏によって忘却されるべき要素が、スターリンの（悪）名高き唯物論的定式の中に回帰している。しかもスターリンの定義に際して、東欧やロシアの民

(34) エルネスト・ルナン「国民とは何か」（『国民とは何か』河出書房新社、1997年）所収、48—62頁。

(35) 邦訳『スターリン全集』（大月書店）第2巻330頁。

(36) 前掲（7）『国民とは何か』、286頁の鵜飼哲の解説を参照。

族の概念の特殊性が反映されていて西欧の「同一の政府を構成する共同体＝ネーション」の把握には当てはまらないというだけでは不十分であって、近代国民国家が言語統一志向をもち、領土を争い、国内市場を確立し、文化の共同主観的イデオロギーを再生産していったことが、はからずとも経験的に記述されてしまっているのである。そして東欧・ロシアの歴史なき諸民族も自らの言語や地域単位に自決や平等を主張する道理があるというのが、スターリンの考えであった。社会主義ソ連における言語政策がフランス革命の言語政策と異なっており、諸民族の言語の平等化政策を意図した背景には、こうした思想的文脈がある。

第 5 節 多民族ソ連邦の言語権

ハプスブルク帝国は第一次世界大戦で崩壊したことにより中東欧地域では個別の国民国家が樹立されていったが、帝國的母斑を残しつつ多民族連邦国家を組織したのがソビエト政権であった。旧ロシア帝国のツァーリ専制は、ナショナリズムの流入とともに非ロシア諸民族の言語に関して不寛容になり（民族語の出版物が発禁の対象とされた）⁽³⁷⁾、帝国各地域で20世紀初頭から生じていった諸民族解放運動を担った個別の民族政党の多くはパウアーの影響を受けていて綱領で市民的自由のみならず、言語問題の改善の為に民族の集団的権利の一種とも言える「民族的＝文化自治」を要求していたが⁽³⁸⁾、ソビエト政権がバ

(37) 例えばウクライナ語書物の発禁については、См.: Об Отмене Стеснений Малорусского печатного слова, Императорская Академия Наук, С-Петербург, 1910. ちなみに1906年に公布されたロシア帝国新基本法では、その第1条でロシア国家が「単一不可分」、第3条では「ロシア語は全国家的言語であり、陸海軍ならびにあらゆる国家機関および社会組織における義務的言語である。国家機関および社会組織における地方の言語および方言の使用は特別の法律によって決定される」と規定された。周辺地域のナショナリズムの高揚にともないロシアの専制権力は広範な多民族帝国にむりやり国民国家的論理を注入させたとと言える。帝国基本法制定後の「ツァーリ＝ポーランド県統治令」の改正条文では、教会施設のロシア語使用の義務性が付加されるなど、地域の言語の使用は、むしろロシア語の「義務性」の前で、権利としての性格を有さなかった。

(38) См.: Программы Политических Партий России: Конец XIX - XX вв, Москва 1995. パウアー流の「民族的＝文化自治」の綱領における採用は、社会主義的志向をもった諸民族政党のみならずカデット（立憲民主党）のような自由主義政党にも及んだ。また内戦期の1918年にウクライナで短期間成立したウクライナ＝ラ

ウアー流の民族自治構想を退けたために、バウアー理論およびその著作は、「正統派」から批判され文献学上の粗大ゴミにまで成り下がってしまった。しかしソビエト政権もまたレーニン主義的民族自決権のひとつの帰結ともいふべき多民族連邦制を組織し、旧ロシア帝国の「歴史なき民族」の多くに領域的な自治形成体を付与したのである。ソ連は（ユーゴスラヴィアもそうだったが）自己を単一のナショナリズムで「国民国家」nation stateとして表象するよりも、むしろ「多民族国家」multinational stateであることを公式的に掲げていた。ウィルソン流の「民族自決権」がハプスブルク帝国やオスマン帝国統治下の諸民族の個別の国民国家形成を促したのに比して、社会主義の「民族自決権」はプロレタリア国際主義のヘゲモニーに立脚していて、自決権の問題は資本主義に包囲された下での多民族同盟国家の下での民族的平等化という課題に推移したのである。

ソ連では民族的平等化に関する実践は、きわめて「唯物」的に遂行された。すなわち文字をもたないような少数民族の言語までもを文章語化したり、諸方言を細分化して独立言語としての規範性を持たせたりすることによって諸民族に母語教育権を保障し、民族語出版物を流通させ、地域のソビエト機関や裁判所に民族語を導入したのである⁽³⁹⁾。ソビエト社会主義法は「形式的平等」の宣言的性格を批判していたので、社会権の系譜に位置付けられる「実質的保障」が諸民族平等化の際の法的枠組みとなった。しかも諸民族間には（特にロシア民族との関係で）経済的、社会的格差があったので、基層の諸機関では被支配的な境遇にあった民族住民の優先登用（現代でいうアファーマティブ・アクション）が早期から実施されていった⁽⁴⁰⁾。「国民国家」として編成されて

一ダ政権の下では、実際にバウアー理論を具現化したような民族自治法が成立した。戦間期のバルト三国では、民族的少数者の為の文化自治が認められた。ポリシェヴェキが「民族的＝文化自治」に反対したのは、諸民族が国家とは別次元で自治を行使することが、労働者階級の分断につながるとみなしたからであった。とはいえポリシェヴィキもまた民族の居住分布を基準とした地域原理による自決権を主張していたので、「民族的＝文化自治」を批判した意義と民族自決権の優位を主張したこととの関係については、レーニンやスターリンは理論的に十分に突き詰めているとは言えなかった。

- (39) См.: В. Н. Дурденевский, *Равноправие Языков в Советском Строе*, Москва 1927. 民族問題人民委員だったスターリンは、第二インターナショナルの「帝王」カウツキーにおける諸民族の諸言語の社会ダーウィン主義的な淘汰論を批判して、「社会主義革命は言語の数を減少させずに、増加させている」と自賛した。

いた同時代の資本主義国家が、対内的に民族問題を抱えていても、そこまでのこととはあり得なかったので、社会主義ソ連の民族政策は対外的に、社会主義の優位を示す宣伝材料ともなり、非社会主義諸国において従属的地位にあった諸民族の共感を呼んだ。

ただし現在明らかになっている、ソ連の民族政策の歴史的失敗に関しては、体制がスターリン主義の全体主義であったがゆえに、結果的に民族問題が軽視され、労働者階級の大義に従属させられていた、という標準的解釈には還元できない諸問題も伏在している。社会主義ソ連は、国内の諸民族を領土および言語別に細分化して固有の自治形成体を樹立しているので、一方で「ブルジョア民族主義」を警戒しつつも、他方では個々の「民族」という存在様式自体を物象化してきたという逆説をもたらしている（ソ連崩壊後、かつて社会主義政権によって創出された一定の諸民族が今や社会主義を否定して、社会主義政権によって敷かれた行政単位をもとに「民族国家」の建設に邁進しているとしたらどうであろうか）。しかも戦後、公式に喧伝された「ソビエト人民」という概念が、民族的差異を統合する国民＝ネーションと類似の機能を果たし、ロシア語が「ソビエト人民」を媒介する言語として積極的に位置付けられ（「民族間交流語」「諸民族第二の母語」）、ロシア語以外の民族語が二次的な地位に追いやられていったという二重の問題が存在する。後発地域の近代化の役目を担った社会主義政権が、一方で諸民族の集团的生存様式の物質的前提を保障したり、方言の分類化と文章語化、自治共和国の線引などによって民族そのものを作り出し、他方で民族間の差異を越えたと称する国家全体の愛国主義的アイデンティティーを形成していくという歴史は、国民国家の同化や統合政策の歴史に比べるとはるかに複雑な道をたどっているが、ロシア民族のヘゲモニーに媒介されている意味において、ソ連もまた国民国家と類似のからくりには依拠していたことがわかる⁽⁴¹⁾。

また戦後のソ連においては、非ロシア系諸民族の母語の使用については、理論のレベルにおいても積極的な権利としての性格を有していたというよりもむしろ、「可能性」として規定され（例えば1977年憲法の第36条）、母語教育権の不可欠性や地域における諸言語の同権というかつての論理よりも、ロシア語の

(40) 拙稿『「国民国家」の位相と「言語の権利」(二)』（早稲田大学法研論集第73号、1995年）を参照。

(41) 「社会主義国民国家」論については、早川弘道『ソビエト政治と民族』（成文堂、1994年）の第2編の諸議論および前掲（40）を参照。

優位を暗黙の前提とした教育言語の自由選択といった論理が支配的になった。言語政策という観点からすれば、主眼は、非ロシア系諸民族の言語への配慮ではなく、非ロシア系諸民族に初等教育からロシア語をいかに取得させるということであり、特に1970年代と80年代初頭にロシア語教育強化がさかんに唱道された。ポスト・スターリン時代の指導者達は、少数民族をまるごと強制移住させたりはしなかったが、その代わり、言語や文化の面でロシア語のヘゲモニーを確固たるものにしようとしたのである。

第6節 ポストソビエト時代の言語権と「人権」

戦後のソ連におけるロシア語の拡大に対する抵抗は、一部の民族語作家や人文系知識人による地下運動や地下出版という形をとった⁽⁴²⁾が、「ペレストロイカ」における自由化、情報化は言語問題を大衆問題化（新聞、雑誌における世論の対立、デモなど）させ、言語問題は諸民族間の敵対関係の構成要素となった。いわゆる「エスノナショナリズム」「言語ナショナリズム」といった現象は、単に従来封じ込められていたものが表面下したというのみならず、自由化や情報化によって、民族的アイデンティティーの見直しや発見といった状況が出現したことを物語っている（従来、まがりなりにも諸民族を統合していたシステムが亀裂を起し諸民族の敵対関係が出現した）。

89年初頭から90年にかけて共和国側は連邦中央のイニシアチブによらず個別の言語法を次々に採択し（ペレストロイカ以前のソ連には実は言語法というものではなく、憲法や訴訟法、教育法の個別の条文で母語の使用について、若干規定されていただけである）、その内容は共和国によって異なるが、条文を貫く論理は従来のロシア語拡大に一定の歯止めをかけ、民族語の流通や運用を主流にするということである⁽⁴³⁾。例えばエストニアはロシア語の社会的流通およ

(42) См.: Национальны вопросы в СССР, Сборник документов, 1975. 参照、拙稿「『国民国家』の位相と『言語の権利』（二）」（『早稲田大学大学院法研論集』第73号、1995年）116—117頁。その他、Bohdan Nahaylo, Victor Swoboda, *Soviet Disunion*, Hamish Hamilton Ltd, 1990（邦訳ボフダン・ナハイロ、ヴィクトル・スヴォボダ著、田中克彦監修、高尾千津子、土屋礼子訳『ソ連邦民族＝言語問題全史』明石書店、1990年）が、ソ連の言語問題を扱っている。

(43) 拙稿「『国民国家』の位相と『言語の権利』（三・完）」（『早稲田大学大学院法研論集』第74号、1995年）を参照。諸共和国の言語法の内容および論争を網羅的に分析したものとして塩川伸明「ソ連言語政策史の若干の問題」（スラ

び公的運用の規制という点では急先鋒であり、ソ連という枠内においてエストニアは一種の集団的権利を組織したといっても過言ではない⁽⁴⁴⁾。従来のソ連における事実上の共通語としてのロシア語の既得権を擁護する立場からすれば、連邦構成共和国の基幹民族（エストニア人やモルドヴァ人等々）による言語権擁護の動きは脅威として映った。各連邦構成共和国にはいわゆる「ロシア語住民」（地元の民族の言語をほとんど、あるいは全く解さずロシア語で社会生活を送る者が戦後に急激に増加した）が2割から場合によって半数近くいて、共和国の基幹民族による言語的利益の主張が強いと「ロシア語住民」には、そのことが「言語差別」「人権侵害」をもたらすと映ったのである。ゴルバチョフの党指導部は、表向きは連邦構成共和国の国語制定権および言語法施行を容認しつつも、実質的には各地のロシア語住民を保護する目的で、共和国の国語化の動きが言語上の差別につながってはならないと諸共和国を牽制した⁽⁴⁵⁾。そしてソ連邦最高会議は、諸民族の言語的利益への配慮を示しつつも、従来のロシア語の事実上の優越的地位をむしろ法律的に明確化する形で連邦言語法（そこではロシア語が「民族間交流語」かつ「連邦の公用語」とされた）を採択した⁽⁴⁶⁾。このことはインターナショナリズムや諸民族の平等というソ連のイデオロギーとロシア民族およびその言語のヘゲモニーという実質を法律に中に巧妙に体现させたことを意味する。ただし諸共和国の言語法と連邦の言語法の内容は拮抗しているため、言語法をめぐる諸問題は中央と地方との「法

ブ・ユーラシアの変動、領域研究報告 No. 42, 北大スラブ研究センター）を参照。またペレストロイカ時代の諸共和国の言語法を解析した英語文献としては、*Nationalities Papers*, Vol. 23, No. 3, 1995を参照。

- (44) 何をもってして「集団的権利」としてみなすかということの多義性については、次節および次章で触れるが、国家（共和国）によってエストニア語を特別保護化に置き、エストニア語の流通の為のインフラストラクチャーを整備し（放送網、出版物におけるエストニア語の拡大、エストニア語を解する指導的従業員の確保など）、ロシア語の従来の優越的地位を制限する論理は、エストニア語の発展およびエストニア人の民族としての発展権を確保する目的に支えられており、個人の言語選択や選好の自由といった論理を上回っていることからして、そこには単なる個人の権利ではない「集団」の権利が内在しているのではないだろう。

- (45) 「ソ連共産党の民族政策綱領——現状下の党の民族政策」（Правда, 24 сент. 1989）

- (46) См.: Ведомости Верховного Совета СССР. 連邦言語法の審議については前掲（2）拙稿および塩川論文を参照。

律戦争」の観を呈し、地方の遠心化の中で連邦の言語法は事実上、死文と化していたのである。

ちなみにソ連においては自由主義国におけるような国家および市民社会の組織・団体（私企業など）という区分がなく、「ベレストロイカ」の時点で制定された諸共和国および連邦の言語法においても言語の使用規定の効力が国家機関のみならず企業やその他の社会施設にも及んだが、このことは善かれ悪しかれ言語権の問題が単に国家権力と個人との問題ではすまされないことを示していた。それゆえ例えばエストニア言語法のように広告や看板、商品の説明書などに関してもエストニア語の使用を義務付けるという論理は、社会主義の名残で国家の過度の介入がみられるからだという説明も可能だが、こうした論理は、例えばカナダのケベック州の言語法においてすでにみられている⁽⁴⁷⁾。すなわち、体制の違いに関わらず、従来の支配的言語の拡大を規制して自民族語を保護しようとする、単に国家と個人との間における言語の使用を規定するのみならず、企業や出版物における言語をも何らかの形で規定せざるを得ないということである。

しかしエストニアがソ連から独立した後、かつてソ連に向けた民族語の集団的防衛の意味が変化し、エストニア語はロシア語の流入に対して防波堤を築くべき不利な言語なのではなく、自ら国民国家の唯一の国語の地位におさまった。抑圧されてきた言語が、抑圧する側になったのである。この場合、権利主張の資格が変化を被ることになる。エストニア言語法の規定はヨーロッパ会議による『エストニア共和国における人権』という報告書の中で部分的に批判され、またエストニア国籍から排除された住民の帰化要件のひとつとして言語テストが課されることも問題となった⁽⁴⁸⁾。その報告書は、国語化の推進自体は合法的であるとしつつも、エストニア言語法の個別の条文におけるエストニア語化規定が、企業の従業員の使用・運用言語までも規制していたり、また報道の自由や教育の自由、表現の自由に抵触する危険性があると述べている。

こうしたことからわかるように、ポスト冷戦時代の言語権や新興国民国家における言語統一化の諸問題は、「人権」という概念とのバランスを無視することができなり、しかも、「人権」という論理から民族的少数者の集団的アイ

(47) ケベック州の言語法については『大阪府立大学経済論集』第30巻第2号1985年に掲載されている大島俊之による邦訳を参照。

(48) 'Human Rights in the Republic of Estonia', *Human Rights Law Journal*, Vol. 13, No. 5-6, 1992.

デンティティーの発展や自治という問題さえも引き出されることが理論および実践面で頻繁になっている。そのことと関連して、地域的・国際的人権条約や宣言文書における権利のカatalogの多様化によって言語の問題が決して「国家主権」の枠内にある問題というわけにもいなくなっている。「鉄のカーテン」が崩壊したことによって、ヨーロッパ人権条約の効力の中・東欧を経て旧ソ連圏にも拡大しているが、それらの旧社会主義諸国において民族問題が激化したこともあいまって、地域的・国際的人権規範のあり方は、一定の変容をせまられ、言語や民族的アイデンティティーの追求といった問題が、西欧国民国家が十分に直視してこなかった「人権」問題として登場した。旧ソ連、中・東欧地域における「エスノナショナリズム」の高揚は、西欧にも逆輸入され地域語や少数語の復興の問題が場合によって地域主義や自治の問題となっており、いまだかつてなく政治問題化した。

次節では民族的少数者の言語権に関する国際人権規範の歴史と現代における変容について論じ、「人権」と「言語権」との関係の理解に際しての一助としたい。

第7節 国際人権と言語権——「人権」と「集団的権利」の架橋？

既存国家の崩壊や領土変更に伴う少数言語住民の「権利」が国際条約の議題として前面に出始めたのは、第一次世界大戦が引き金となって崩壊したハプスブルク帝国およびロシア帝国、オスマン帝国の領土に樹立された新興国民国家と国際連盟加盟国との間で締結された、いわゆる一連の「少数民族保護条約」である。レーニンとウィルソンは当時、いずれも「民族自決権」を対外的にアピールしたが、同時に、国家的独立を果たせないような民族的少数者の権利あるいは地理的要因によって他の国に編入されて少数者となった民族の権利問題が国際関係において無視できない問題になりつつあった。「少数民族保護条約」は、非ソビエト体制を歩んだ中・東欧の独立諸国に適用されたものである。

「少数民族保護条約」の内容は国別によって微妙に異なってくるが、概括的に示せば、まず少数民族であることを理由に一般的自由や公務就任権、私権が制限されてはならないことが規定された。この規定はいわゆる無差別待遇の規定であり、法の下での平等を意味する（「人種、言語、宗教に関わらず・・・」という形式）。このことには、民族の帰属に関わらず国民が商取引や出版、集会において任意の言語を使用する自由も含まれる。他方、それだけではなく、

言語的少数者が法廷で母語を用いたり、言語的少数者が集中的に居住する地域で当該言語による学校が組織されることを保障するために政府は相当の便宜を供与すべきことが、付加的に規定されているのである。さらに地域的自治を規定した例としてはチェコ・スロヴァキアと主要同盟国・連合国との間で結ばれた条約におけるルテニア人居住地域の自治であり、自治議会に立法権が付与されることが規定されている（他にも国によって宗教的少数者すなわちムスリムやユダヤ人の人的自治が規定されている例もあるが、ここでは扱わない）⁽⁴⁹⁾。

このように「少数民族保護条約」は強いて言えば論理的に、形式的平等（帰属に関わらず市民権が保護される）と実質的平等（帰属ゆえに民族的事項に関わる権利が保護される）との二本立てになっている。ただし国際法学者の田畑茂二郎が一昔前にすでに論じていたように、文言上少数民族が国際条約の権利規定の名宛人になっていたからといって集团的権利が国内で実質的に認められることを意味していたわけではない。ましてや少数民族が国際法における主体として実質的に承認されたとは言えなかった⁽⁵⁰⁾。

また中・東欧独立国家は、条約を考慮して少数派言語住民の権利を漸次保障していったというわけではなくて、むしろ新たに主導権を握った支配的民族によるナショナリズムの障壁の下、少数派言語住民の地位は紆余曲折をたどった。例えばポーランドは独立国家樹立にあたって、ウクライナ人、リトアニア人、白ロシア人、ユダヤ人、ドイツ人を少数派として抱え込まざるを得なかったが、民族主義右派の国民民主党は同化政策やアンチセミティズムという点で少数派に対して抑圧的・差別的であり、（後にクーデタで実権を握った独立のカリスマである）ピウスツキ率いる民族主義左派の社会党は、リトアニアやウクライナ（ルテニア）の自治を伴った連邦制を構想していたという点では少数派に理解を示していると言えるが、ピウスツキの主眼はいわゆる大ポーランド主義であり、ポーランド民族の優位と卓越性が自己の思想の支柱になっていた。1921年の国境確定でポーランドは西ウクライナを領有することが国際的に承認されたが、少数民族条約の大義名文上、非ポーランド民族住民が多数派を占める地区の自治や当該言語運用に関する一連の法案が採択されていったが、

(49) 「少数民族保護条約」のテキストについては、*League of Nations : Protection of Linguistic, Racial and Religious Minorities by the League of Nations* (Geneva 1927) を参照した。

(50) 参照：田畑茂二郎「所謂少数民族の国際法的主体性に就いて」（『法学論叢』第38巻，第3・4・5号，1928年）

自治は実質的には機能せず、言語に関しては徐々にポーランド語が非ポーランド民族住民地区でも優位な位置を占めていったのである（少数派民族語とポーランド語との序列関係が逆転していった）⁽⁵¹⁾。

「少数民族条約」の制度上の実践に関しては、各地の少数民族に国際連盟に対する請願権があるわけではなく、かつ国際連盟理事会および常設国際司法裁判所による少数民族問題への介入は理事会員である国家の要請に基づく。しかし自他ともに抱える少数民族問題への深入りを避けた国々は、例え条約違反が看破されるような事態が他国で発生していても、黙認することの方が多い。「我々はその精神において立派なる条文が実際に於いては殆どその適用を期し難き一の空文に帰するものではないかを疑問とするものである」（原文の旧字体・旧仮名使いは改めた）⁽⁵²⁾。

また「少数民族保護条約」は中・東欧における新興独立国家および敗戦国にのみ適用されたものであり、西欧の戦勝国に適應されたわけではない。

「兎も角もその国内に少数民族を有するにも拘らず之に対して何等の国際法上の義務を課せられない国家と、嚴重なる国際法上の義務を課せらるる国家との區別せられて存在する事実に対しては、独逸国を始めとして中欧及び北欧諸国の中に於て少数民族に関係を有する諸国家は、相当の疑問を懷かしめられているのである。而して彼等の疑問は要するに若しも少数民族の保護の制度が自然法に適應する正当にして必然的な且つ推奨すべき道德的意義を有するものであるとすれば、何故他の諸国家に対してはこの制度を適用しようと欲しないのであるか、又之に反して、若しもこの制度がかくの如き合理的基礎に立つものでなくして、単に現実国際政治の要請に従って作られたものに過ぎないとするならば、何故これを敗戦国又は新興国にのみ限定して、戦勝国にして新たに多くの少数民族を獲得するに至った仏蘭西、伊太利、白耳義等の諸国家に対してはこれを適用しないのであるか二点に要約し得る如くである。」（ただし旧字体・旧仮名使いは改めた）⁽⁵³⁾。

このように「少数民族保護条約」は中・東欧諸国における民族問題の再燃を

(51) cf.: Pawel Korzec, 'The Minority Problem of Poland, 1918-1939', Sergij Vilfan ed., *Ethnic groups and Language Rights* (Dartmouth 1993).

(52) 大澤章「少数民族保護の法律制度」（『外交時報』第561号，1928年）26頁。

(53) 同上，39頁。

避けたいという西欧戦勝国の利害が密接にからんでいる（実際には再燃して第二次大戦に突入するのだが、最大の逆説はナチス・ドイツが域外の少数派である「ドイツ語住民の保護」を口実に近隣諸国に介入・侵略するという歴史である）。西欧諸国が「少数民族保護条約」の履行性から免れていたという力学は、西欧においては同化が比較的スムーズに進んでいて、それに反して中・東欧では諸民族の「野蛮なバルカン状態」が続いている、というありふれたイデオロギイの区分を長年、支配的なものとさせる要因ともなった（それゆえ北アイルランドやバスクの民族主義組織がテロリズム化したという経緯は西欧の「バルカン状態」が長年隠蔽され続けてきたことの裏返しである）。

第二次世界大戦後の国際法は「ホロコースト」の外傷や（西側諸国の）共産主義への対抗もあいまって「少数民族の保護」よりもまず「普遍的人権」から発するが、植民地独立問題のみならず再び国内の少数民族問題が無視できないものとなっていく。そして法の下での平等規定のみならず、少数民族（民族的少数者）の権利を別個に規定するという形態が現れ始めたのである。1966年に国連で採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（いわゆる「自由権規約」）においては、「社会権規約」と並んで「人民の自決権」が有名であるが、権利のカatalogの最後の第27条で「種族的、宗教的又は言語的少数者が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」⁽⁵⁴⁾と宣言されたのである。しかし権利を「否定されない」という文言は、今からみるとかなり消極的な規定であることがわかる。

また50年代末から70年代にかけては、国連において様々な形態の「差別撤廃条約」が採択された時期である（それと並行した国内における運動として典型的なのはアメリカ合州国の公民権運動であろう）。雇用・職業差別禁止条約から教育差別禁止条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約という流れの中で、教育差別禁止条約（1960年採択）では上述の「自由権規約」に先立って、少数民族の構成員には自己の言語による授業の実施の権利が認められることが不可欠であるとされた。ただし、「この権利が、少数民族の構成員が社会全体の文化及び言語を理解しその活動に参加するのを妨げるような仕方では、又は国家主権を害する仕方では、行使されないこと」⁽⁵⁵⁾という但し書きがあったように、「差別撤廃」過程における少数民族の構成員の権利とは、メインストリー

(54) 『国際人権条約・宣言集』（東信堂、1990年）23頁。

(55) 同上、60頁。

ムの社会に合流できるための付加的権利である。この地点で望まれていたことは、少数民族の集団的権利の実現や固有性の認知というよりは、むしろ「隔離」「分離」からの脱却である。こうした論理は例えば1957年に ILO によって採択された、先住民の「保護および統合に関する規約第107号」に典型的に現れている。つまりこの規約の趣旨というのは、暴力的な同化政策を禁止しつつ、アフーマティブ・アクションの方法などによって少数集団がメインストリームの社会からとり残されないために、当該集団を「保護」しながら「統合」していくということである⁽⁵⁶⁾。

このように人種的少数者や言語的少数者あるいは先住民といった一連の国家内少数者の権利規定の存在根拠に関しては、あるパラレルな論理が見いだされ得る。すなわち国民国家はこうした少数者の権利に注意を向けつつも、将来的には統合の道を期待していたということである（統合=integration は、厳密に言えば同化=assimilation を必ずしも意味しないであろうが、統合はすでに文化的な同化を暗黙の内に含んでいたということが、ここでは重要である）。

特定少数集団の差異化と国民的統合との関係は、差別撤廃と法の下の平等実施を媒介にして、何とかつじつまを合わせている時期もあったが、つじつまが合わなくなることが著しく顕在化し始めたのは、冷戦構造の崩壊過程であろう。自由主義、社会主義という大文字のイデオロギーおよびそれを体現する「(国民) 国家」が求心力を失って「エスノナショナリズム」の幻想が跋扈し、他方でボーダーレスエコノミーが国家や諸共同体を侵食していった。「人権」「平等」という不確定な記号=シニフィアンにいかなる内容や大義を詰め込むかということをめぐって、理論および実践面で様々なヘゲモニー闘争が繰り広げられ始め——「平等のための差異なのか、差異のための平等なのか」等々——それに並行して国際人権規範も微妙な変容をせまられた。

「第一次世界大戦後の時代は、国際連盟の枠内での少数者の保護の制度化を経験した。しかし二つの大戦間に一定の少数集団が自己の地位を乱用して失地回復的な利益を助長させ、また東欧のいくつかの国が、ベルサイユ条約で不当に押しつけられたと思われた少数者の条約義務を除去しようとしたことが、国

(56) 同規約第2条第1項は、「政府は、当該住民の保護およびその住民を国家の生活環境に段階的に統合する方針で、同意に基づいた体系的な手段をとることに對して基本的な責任を負う」としている（Статус малочисленных народов России, Москва 1994, с. 36）。

国際連合憲章では少数者の権利へのいかなる言及もないことを説明している。国連憲章やそれに続く条約に反映された、第二次世界大戦後の人権は、非差別原則や個人の権利の保護を好むことによって、少数者の保護を遠ざけた。しかし、年月を経てしだいに明らかになっていったことというのは、国連憲章のアプローチが、顕著な進歩である一方、少数者の保護に関する何らかの形態によって補足される必要があるということである。」⁽⁵⁷⁾

民族的少数者が、法の下での平等原則に従って、人権および基本的自由を尊重されるという枠組みは、ソ連・東欧をも参加国として含む全欧安保協力会議(CSCE)におけるいわゆる「ヘルシンキ宣言」(1975年8月1日採択)ならびに「マドリッド最終文書」(1983年9月5日採択)に繰り返し現れてくる。しかし「ウィーン最終文書」(1989年1月15日採択)では、「参加国は、領土内の民族的少数者が民族的(エスニックな)、文化的、言語的、宗教的アイデンティティーを促進するための条件を保護および創出する」⁽⁵⁸⁾という新たな枠組みが付加された。また同種の枠組みの変化として、ILOによる「独立諸国家における先住民および種族的生活形態を営む人民に関する規約第169号」(1989年6月26日採択)では、前述した「規約第107号」が序文で批判的にとらえられていて、「従来の規範に含まれていた同化傾向をなくする目的で、当該問題に関する新しい国際法規範を採択する必要性」⁽⁵⁹⁾が指摘された。両者に共通していることは、従来の人権規範になかった集団的「アイデンティティー」の維持、発展の権利に言及されていることであり、単に国家がそれを否定してはならないということを言っているのではなくて、国家がその権利を積極的に保護する役目を担っているという論理が前面に出てきたのである。

こうした論理がより具体的に規定されたのは、35ヵ国の参加国によって調印された全欧安保協力会議の「コペンハーゲン文書」(1990年6月29日採択)においてである。この長大な人権文書の第4章は主に民族的少数者の権利を扱ったものである。「民族的少数者に属する者の権利」が、「普遍的に認められた人権の一部」として明確に言及されているが、その内容の主たる論理を以下で再構成してみる。

(57) Thomas Buergenthal, 'The Copenhagen Meeting: A New Public Order for Europe' (*Human Rights Law Journal*, Vol. 11, No. 1-2, 1990) at226.

(58) Статус Малочисленных Народов России (Москва 1994) с. 29.

(59) Там же, с. 52.

(1) 民族的少数者に属する者は、反差別、法の下の平等原則に基づいて人権および基本的自由を享有する。この目的を促進するために、必要に応じて国家は特別な手段をとる。

(2) 民族的少数者に属する者は、自己の帰属選択に従って、民族的、文化的、言語的、宗教的アイデンティティーを表明、維持、発展させる権利を有し、自己の意思に反したいかなる同化の企てから免れて、自己の文化を発展させる権利を有する。特に民族的少数者に属する者は以下の権利を有する；私的領域ならびに公的領域において母語を自由に使用する権利／教育、文化、宗教団体の設立および維持の権利／母語による宗教教育を含むところの信仰に対する権利／共通の民族的出自、文化的伝統、信仰をもつ市民が自国内のみならず、国境を越えて接触する権利／母語で情報を伝達、享受し、交流する権利／国内における結社の権利および国際的非政府組織に参加する権利／個人としてのみならず、メンバーと共に連帯する権利。

(3) 参加国は自国の民族的少数者のアイデンティティーを保護し、そのアイデンティティーを促進するための条件を創出する。また参加国は、少数者の団体、組織との折衝を含む適性な諮問を経て、必要な手段をとる。そのような手段は平等および反差別原則に合致するようになされる。

(4) 参加国は民族的少数者に対して、公用語あるいは国語の教育の必要性に関わらず、母語の学習および母語による教育の機会、ならびに可能な限り、法律に従って公共機関において母語を使用する機会を保障するように努力する。また参加国は歴史教育において、民族的少数者の歴史についても考慮する。

(5) 参加国は民族的少数者に対し、自己のアイデンティティーの保護および促進関連事項を含むところの、公的事項への効果的な参加の権利を尊重する。参加国は、民族的少数者のアイデンティティーの促進条件を保護、創出しようとする際、可能な手段のひとつとして、当該少数者の特殊な歴史および領土的状況に応じ、また当該国家の政策に適合しつつ、しかるべく地域的あるいは自治的統治機構の創出があり得ることを認識する⁽⁶⁰⁾。

(1) の内容は、過去の差別の克服のためのアファーマティブ・アクション(ポジティブ・アクション)を含め、従来の国際人権規範にすでに現れていたものである。(2) の内容も目新しいものには見えないが、(3) 以下の内容と

(60) 人権に関するコペンハーゲン文書の全文については、前掲(9)の後続資料を参照のこと。

併せて考えると、従来支配的であった(1)のような枠組みに新たな枠組みが加わっているとみなすべきである。なぜなら、まず民族的少数者のアイデンティティーに対する権利と、それを可能にする国家の物質的保障の役割という構図は、強いて言えば社会権の発想と類似性を有しているが、そのことが第二次大戦後の国際人権規範において民族的少数者に当てはめられて明言されたことは、目新しいことだからである。またアイデンティティーへの権利が、単なる個人の問題のみならず、他のメンバーと一緒に行使されると、明言されたことは、権利の主体性に関する論議を呼び起こさずにはいられない。むしろ国際人権規範が、個人の自由を捨象して「集団的権利」を認めるという論理を公然と採用するはずはない。しかし、何をもって「集団的権利」とみなすのかは多義的なもので、この文書が「集団的権利」を認めているかどうかについては様々な意見を想定し得る。そもそもこの種の規範文書は複数の解釈の余地を残すような言い回しが頻出し、それぞれの根拠や「集団的権利」に対する定義の違いによって、結論が異なってくるからである。例えば以下のような論拠が考えられる。

パターン①(集団的権利の否定的解釈論)…権利の宛名は民族的少数者ではなく、民族的少数者に属する者(*persons belonging to national minorities*)となっているので、集団的権利ではなく個人的権利である／人権、基本的自由、無差別、法の下での平等原則から発しているので集団的権利を導きだすことはできない／集団的連帯が重視されていても利益の享受者は個人である(個人が実体であるのに対して集団はフィクションである)。

パターン②(集団的権利の肯定的解釈論)…特定少数集団の民族的アイデンティティーの積極的維持および発展とそれに関する国家の役割は、当該集団の、国民と区別される固有な存続を承認するものであり、不利の少数者の状況を改善する目的で集団的権利を付加的に承認するものである／民族的少数者のアイデンティティー維持の為に自治のオルタナティブは集団的権利の一形態である／民族的少数者に属する者は、個人として権利を行使したり享受するのみならず、メンバーと共にそうする、とわざわざ規定されているので、集団的権利の発想が内在している。

双方の主張にはそれぞれ一定の根拠があるが、そのことは、裏返して言えば、実際のテキストが人権や自由の概念を狭く解釈するのではなく、拡張型人

権概念によって民族的少数者（に属する者）の権利を語っていることを象徴している。拡張された内容を、あくまでも伝統的な権利の主体性によって把握しようとするのか、それとも新しい枠組み設定しようとするのかによって導きだされる結論が異なってくると言える。

同種の論理は、1992年12月18日に国連総会で採択された「民族的、宗教的、言語的少数者に属する者の権利宣言」⁽⁶¹⁾についても言える。その際、人権概念が拡張しても、人権概念と切り離すことのできない伝統的な反差別原則や法の下での平等原則との整合性が問われるが、少数者の権利を積極的に位置付ける場合の標準的な見解は次のようなタイプである。

「少数集団の為の特殊な権利は、住民の多数派と区別される少数派の特徴や伝統を維持する目的で、異なった処遇を含めて適切な手段を保障する要請として定義できる。これらの手段の中には、少数派言語による教育をする学校のような具体的なサービスを供与することを含む特別な方策あるいはポジティブ・アクションの遂行がある。（中略）特殊な権利は、それが非差別的でない平等原則に根ざしている以上、特権とみなされるべきではない。特殊な権利あるいは方策は、多数派によって享受されている条件と可能な限り同等な状況を創出することに向けられるべきである。このことは、少数者が、母語を用いたり、自らの学校を営んだり、その他不可欠な内部事項を管理し、かくして集団の為に集団によって与えられる諸々のサービスへのアクセスから利益を受ける特殊な権利を集団的に享受することを含む。そのような諸条件は、少数者が国家の政治的事項や経済的事項に効果的に参加するのを保障されることを伴えば、多数者が自明視している環境に近付くであろう。」⁽⁶²⁾

反差別から出発した第二次大戦後の国際法における人権や平等原則は、人種差別や人種隔離、アンチセミティズムなど最もおぞましき経験から出発した以上、大きな意味を有した。しかし、民族問題においては、特に近年になって、

(61) cf. *Human Rights Law Journal*, Vol. 14, No. 1-2, 1993, at 54-56. / また 1992年の11月5日には、ヨーロッパ会議において「地域言語あるいは少数言語の為のヨーロッパ憲章」が署名された (cf. *Human Rights Law Journal*, Vol. 14, No. 3-4, 1993, at 148-152)。

(62) Gudmundur Alhredsson, Alfred de Zayas, 'Minority Rights: Protection by the United Nations', *Human Rights Law Journal*, Vol. 14, No. 1-2, 1993, at 2.

万人に適用されるべき人権や法の下の平等が少数者に対して否定されるという事態がいまだ存在する一方で、伝統的な人権や法の下の平等概念が文化的な同化構造によって支えられてきたという事態が反省的にとらえられ始めた。言語権の諸問題は特にそのことを端的に物語っている。しかし人権や平等という、最も抽象的な概念は、何らかの確定的な内容によって意味が閉じられるわけではないので、今や人権概念は個人的権利と集団的権利という図式を、平等概念は同一化と差異化という図式を調停させて自らの内に取り込むことによって、対応能力を拡張しようとしているのである。

このことは「人権の普遍性」という理念それ自体よりも、かつてマルクス主義者が強調した「人権概念の歴史性」という論点を思い出させる。むしろ、それは「人権」が役目を果たし終えて歴史の舞台から退場していくという（ディス）ユートピア的予測ではなくて、社会の敵対関係を象徴している人権の内容とイデオロギー的効果が歴史的に変遷していくということである（誰が何のために「人権」を用いるのかということは例えばフランス革命の時代とポスト冷戦時代の現在とは異なる）。仮に「人権」が「普遍的」であるとしたら、それは何らかの特定の間人観や権利の主体性および権利の対象が固定していることによってではなく、「人権」という言葉が、消去することのできない社会的矛盾を背負う空虚な、しかも優越的な形式として君臨しているからであり、理論・実践面で、そこにいかなる具体的内容を詰め込むかは、それぞれの歴史的諸条件によっている。

特に東西冷戦関係の変容と旧ソ連圏における民族問題と深刻化は、社会主義の失墜のみならず、国民国家と民主主義との幸せな結託の自明性を揺さぶり、そのような歴史的條件は「人権」の主体性と内容の一定の変化を促したのである。

小 括

西欧で生じたナショナリズムの東欧、ロシア（ソ連）への伝播という過程の中で、ナショナリズムは国民国家を通じて異なった言語を保持する他集団への支配や同化を正当化することも多かったが、支配される側もまた「ナショナルな」自覚を高揚させていった。民族問題が政治問題化するところでは、支配される側は個人としての尊厳や平等を要求するのみならず、民族としての尊厳や平等を要求することが多く、そのことが自治や自決の根拠につながっていつ

た。なぜなら民族的支配が底流にある社会においては、人権や法の下での平等原則の実践というものが同化や統合によって媒介されていて、少数派に属する個人の自尊心はそうした原則の実践では必ずしも救われなければならないからである。それゆえ言語的優劣関係が歴史的に存在する社会においては言語権の要求が少数派の側から出されると、その言語は同化や統合のヘゲモニーに反抗する少数派のシンボルの次元にさえ高められ、言語的自治（地域的・文化的）や国家的分離の要求に結びつくことさえあったのである。人々は複数の言語を身につけることも可能であるが、母語としての言語は、合理的な選択の対象ではなく、すでに選択されているという、アイデンティティーが象徴化される際の外傷的要因でもあるため、抵抗のナショナリズムにおいては母語としての言語がことさら物神性を帯びると言える。

自前の国家を持たなかったゆえに言語の共通性を媒介にしたナショナリズムの波動は、東欧やロシアに伝播していくにしたがって、いわば津波のように増幅していき、ハプスブルク帝国やロシア帝国では、言語問題が取るに足らぬ少数派の問題なのではなくて、国政のアキレス腱の位置を占めていった。社会主義運動が被抑圧諸民族の権利を重視し、ソビエト連邦は自国の名称から地理的・民族的衣装を取り去ってまで国民国家の階級的・民族的支配関係を解消しようとしたが、「インターナショナリズム」が、ロシア民族の言語的優越性によって担保される傾向が強くなり、晩年には非ロシア系諸民族の「エスノナショナリズム」や言語紛争を助長するという悲喜劇を生み出した。そこからポスト共産主義時代においては、民族言語というものを立憲主義の下で改めて人権の対象として位置付けなおす試みがなされていった。各国の人権を監視する国際機構（国連やヨーロッパ会議）は、旧ソ連・東欧における民族問題の動向に注意を払い続けていたが、90年以降に採択されたいくつかの人権文書においては、言語の発展や維持というものが人権との関わりで少数者の権利の対象としてみなされ、それを保障する国家の積極的役割や少数者の連帯、自治に言及された。このことは戦後国際人権法の反差別、法の下での平等（あるいは過渡的なアフーマティブアクション）といった大原則の一定の修整と言える。

本稿の補足として近年の理論的・実践的諸問題に関して言うと、言語権は、単に人権の一部として認められつつあるという認識だけでなく、少数派の立場にある言語の積極的保護主義と結びついて「集团的権利」として主張、実践され、我々が普段、人権や市民の権利に関して抱えている個人の自由や自己選択といった諸前提と、鋭い緊張関係に行き着く場合があることにも注意を払う必

要がある。リベラルな個人的権利の擁護の哲学的基礎としては、例えばロールズ理論の影響が単にアメリカ合州国にとどまるのみならず、リベラルデモクラシーの体制を標榜する多くの諸国に及んでいて、理論的問題を考察する場合のひとつの目安にはなる。現在、程度の差はあれ、リベラルデモクラシーを標榜する諸国は旧社会主義諸国にまで及んでいて、しかも民族問題を抱えている。ただしこの場合、ロールズ理論は、仮にリベラルデモクラシーを標榜する諸国に限定して考えたとしても、(規範的「正義論」であれ「政治的自由主義」であれ)、普遍的とは言えない。不利を被ってきた集団のアイデンティティー闘争や集団間の差異といった、リベラルデモクラシーが抱える内的アンタゴニズムは、ロールズ理論にあっては巧妙に消去させられているか、さもないとすれば私的領域における「善」の多元性としてみなされているからである。それゆえ民族的少数者の権利を真剣に考えてみるためには、一部のコミュニタリアン、リベラリズムの修正論者、ラディカルデモクラシーの論客を参照してみる必要がある。

言語権の主張は、単に学校や公共機関における少数派言語の分配にとどまるのみならず、場合によって、不利な言語の積極的維持や発展および民族集団のアイデンティティーの維持といった局面にまでおよぶことから、人々は文化の自由市場や諸個人の自由選択といった枠組みでは必ずしも満足しないのである。なぜなら、「自由市場」といっても実際は、言語に関していうと「独占」的地位にある言語というものがあって、さらに「自由選択」といっても選択の方向性が一元化されていくことが多いからである。それゆえ集团的権利要求は、自由市場や自由選択の原則が未発達で未定着だから生じるのではなく、そうしたリベラルなイデオロギーに媒介されて、周縁化された諸集団の不平等が発生する、というパラドックスがいわば徴候となって現れたものである。

とはいえ集团的権利を要求するにしても、何らかの倫理性が要求される。いかなる集団であっても固有の権利を要求する資格があると考えerことは自滅的である。集团的権利を要求するに値するのは、「自由市場」や「自由選択」といったメインストリームのロジックにおいて、不利益や格差を被るような国家内の特定少数派集団である。ただしそのことによって事態が収束に向かうわけではなく、新たに「人権」問題が発生する可能性が強い。何らかの権利を求める動きは尽きることがなく、ある権利要求は別の権利と衝突するのであり、そのことが現代民主社会に課された宿命である。

それゆえ集团的権利の理論化、概念化は、幸せなゲマインシャフトや共同体

への欲望に屈することではなくて、新たに政治問題化するアンタゴニズムを意識したものでなくてはならないはずだ。